

2023年6月13日
東双不動産管理株式会社

最低賃金法等に係る是正勧告書の受領について

弊社は、2023年6月13日、富岡労働基準監督署から社員1名の最低賃金法等に係る是正勧告書を受領いたしました。

本件について、富岡労働基準監督署から2023年6月30日までに改善措置を求められており、弊社は、すみやかに不足分の支払いを完了させ、富岡労働基準監督署へその旨を報告予定です。

今後、本事案を厳粛に受け止め再発防止に努めるとともに、引き続き厳正・的確な業務遂行に取り組んでまいります。

以上

<参考：是正勧告の内容>

都道府県労働局長の許可による最低賃金法の減額特例対象社員1名について、2023年1月の申請書類の記載不備により、2023年3月29日から5月31日の給与について福島県最低賃金以上の賃金を支払っていない状況が発生していたこと。